

「かながわ子どもみらいプラン」（ひとり親家庭等自立促進計画） における主な取組状況について

1 相談体制と情報提供の充実

(1) 母子・父子自立支援員による相談の実施

母子家庭、父子家庭及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な貸付金を始めとして生活全般にわたる支援を行い、自立援助と福祉の向上を図るため、県内の各福祉事務所において相談業務を行っている。令和元年度は、各項目の相談件数が増加し、依然として母子・父子自立支援員による相談ニーズが高いことが分かる。

○母子・父子自立支援員設置数 72名（うち政令市・中核市を除くと28名）

○相談実績：政令市・中核市を除く（単位：件）

項目	平成30年度	令和元年度
生活一般	5,360	7,396
児童	1,725	2,230
経済的支援・生活援護	9,348	10,339
その他	257	308
計	16,690	20,273

(参考) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱
(国制定) (抜粋)

第1 設置趣旨

母子・父子自立支援員は、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」及び「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」並びに寡婦を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを職務として設置するものである。

○令和元年度相談項目内訳

項目	内訳	件数	割合(%)	30年度 割合(%)
生活一般	住宅	871	4.30	3.16
	医療・健康	1,701	8.39	6.90
	家庭紛争	1,360	6.71	5.87
	就労	2,115	10.43	10.80
	結婚	81	0.40	0.33
	養育費	446	2.20	1.65
	借金	125	0.61	0.62
	その他	697	3.44	2.79
	小計	7,396	36.48	32.12
児童	養育	837	4.13	4.24
	教育	962	4.75	4.43
	非行	46	0.23	0.17
	就職	41	0.20	0.19
	その他	344	1.70	1.30
	小計	2,230	11.00	10.33
経済的支援・ 生活援護	母子父子寡婦福祉資金貸付金	3,179	15.68	24.02
	公的年金	192	0.95	0.64
	児童扶養手当	3,808	18.78	18.24
	生活保護	479	2.36	1.64
	税	348	1.72	1.02
	その他	2,333	11.51	10.45
	小計	10,339	51.00	56.01
その他	売店設置（法第25条）	0	0	0.02
	たばこ販売（法第26条）	0	0	0
	母子世帯向公営住宅	100	0.49	0.57
	父子世帯向公営住宅	1	0.01	0.01
	母子・父子福祉施設の利用	59	0.29	0.35
	母子生活支援施設	148	0.73	0.59
	小計	308	1.52	1.54
合計		20,273	100.00	100.00

(2) 養育費取得に向けた支援

母子家庭等の生計安定への支援として、養育費確保のための専門家による相談を実施している。（月1回～2回実施）

○相談実績（政令市・中核市除く）（単位：延べ件数）

区分 年度	離婚前の 相談	養育費	法律問題	その他	合計
平成30年度	8	16	3	3	30
令和元年度	16	7	1	4	28
令和2年度 （～12月まで）	29	10	1	16	56

なお、令和2年度から月1～2回の相談以外に簡易な相談を中心に、随時電話による相談を受付けており、センター以外での出張相談も実施している。（令和2年度 56件（12月までの実績））

また、不払い養育費については、民事執行法等制度が変わりつつあり、効果的な周知方法を検討するため、離婚届を受理する市町村窓口での対応状況について、アンケート調査を行っている。

(3) ひとり親家庭相談LINE

子どもの貧困対策の推進を目的として、特に生活困窮の割合が高い「ひとり親家庭」の自立を応援するため、SNS相談窓口「かながわひとり親家庭相談LINE」を開設し、若年層や、電話（番号）を持たない生活困窮層など、より幅広い層からの相談を受け入れている。

○実績（令和元年度は10月から事業開始）

	友だち登録数	相談受付数
令和元年度	1,049人	1,115件
令和2年度（～12月まで）	2,138人	1,386件

(4) リーフレットやホームページ等による広報の充実

様々な支援情報をとりまとめて紹介するリーフレット「ひとり親家庭の皆さんへ」を、児童扶養手当受給者全てに提供できるよう、令和2年度は16,000部作成した。ひとり親家庭の方が手続きに訪れることのできる多くの市町村の児童扶養手当窓口において、主に児童扶養手当現況届の時期（8月）に配布している。

平成29年度よりリーフレットには、ひとり親家庭総合支援サイト「カナ・カモミール」のQRコードを掲載、また、県ホームページにも、各支援制度にリンクする総合的なメニューページを設けている。

2 経済的支援

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの等に対し、資金を貸し付けることにより、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とし、貸付を実施している。（父子及び寡婦についても準用）

修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など12資金がある。

○貸付実績（政令市・中核市を除く）

年 度	合計		うち修学資金・就学支度資金			
	件数 (件)	貸付金額 (千円)	件数 (件)	割合 (%)	貸付金額 (千円)	割合 (%)
平成30年度	933	480,140	876	93.9	452,961	94.3
令和元年度	826	425,423	757	91.6	394,289	92.7

- 貸付金の9割以上が、子どもが高校、専門学校、大学等へ進学するための修学資金、就学支度資金という学費への貸付となっている。

(参考) 政令市・中核市の状況

令和元年度貸付実績 1,250件 635,541千円

○償還状況（政令市・中核市を除く）

年度/区分		調定額(千円)	収入済額(千円)	償還率(%)
平成30年度	現年度	449,534	344,098	76.5
	過年度	1,228,330	87,144	7.1
	計	1,677,864	431,242	25.7
令和元年度	現年度	455,949	353,399	77.5
	過年度	1,216,860	97,535	8.0
	計	1,672,809	450,934	27.0

- 償還率は、現年度（新たに償還が始まった分）については、70%以上償還されているが、過年度（過去の滞納分）については、償還率が低くなっており、そのため収入未済金が増加している。

本貸付制度は、償還金を原資として貸付を行っていることから、貸付金額も減少せざるを得ないことが課題となっており、より効果的な未収金対策を実施している。

<未収金対策>

- ・債権管理回収部門において貸付金の償還業務を実施（平成24年度～）。
- ・債権回収会社に未納債権の回収を委託（平成25年度～）。
- ・借受者の便宜及び未収金減少のため、返済金の口座振替を導入（平成28年度～）。
- ・口座振替対象金融機関を7行から12行へ拡大（令和元年度～）。
- ・償還の案内等に、償還金を原資とした貸付金であることを認識してもらうフレーズと「かながわキンタロウ」のロゴマークを導入（平成30年度～）

(2) 児童扶養手当の給付

父母の離婚、父の死亡等により父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的とし、手当の給付を実施している。

○受給者数及び給付実績額（指定都市・中核市含む）（単位：人、千円）

年度 区分	平成30年度	令和元年度	対前年比
受給者数	49,216	47,497	96.5%
給付実績額	25,323,462	29,791,599	117.6%

(参考) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を17,500円/人、給付した。(令和元年度)

(3) 子育て世帯臨時特別給付金（令和2年度限り）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳から中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給している。

（対象児童一人につき1万円）

(4) ひとり親世帯臨時特別給付金（令和2年度限り）

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、児童扶養手当受給世帯等を対象に、臨時特別給付金を支給している。

（基本給付については、7～8月及び12月の2回支給）

- ・基本給付 1世帯5万円（2子以降1人につき3万円）
- ・追加給付 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等 1世帯5万円

(5) 寡婦（夫）控除みなし適用の実施

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、高等職業訓練給付金等の支給額の算定時において、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施する。

○平成27年7月～ 県単独事業

<対象事業>

県営住宅家賃、高等職業訓練促進給付金、児童入所施設措置費など

○平成30年6月（各事業等の適用内容の実施時期）～ 国事業化

<対象事業>

児童扶養手当、高等職業訓練促進給付金、児童入所施設措置費、
小児慢性特定疾病医療費、子どものための教育・保育給付費負担金など
市町村民税に基づき算定する25事業に適用

※なお、税制改正により令和2年所得から未婚のひとり親も対象とする「ひとり親控除」が創設されたため、令和2年以降の所得を用いる場合は、みなし適用を実施する必要がなくなった。

3 就業支援

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦を対象に、自立支援を図るため、就業相談、求人情報の提供、就職準備や転職等に役立つセミナーの開催、養育費確保のための相談等を実施している。

就業相談については、相談者の家庭の状況や職業能力の適性、希望する仕事内容などを考慮して、応募書類の作成支援、模擬面接等を実施している。令和元年度においては、相談件数は減少したのに対し、就職件数は増加（相談件数122件減少、就職件数18件増加）した。

また、実務経験やパソコン経験のない方を対象にパソコン教室を開催した。カリキュラムにはパソコンの基本操作のほか、キャリアカウンセリングによる就業支援を組み込んでいるが、就業決定者のおよそ2/3がパソコン教室受講者（就業決定者53名中35名がパソコン教室受講者）であることから、受講によるパソコンのスキルアップが就業に大きく寄与したと言える。

ア 就業相談実績（政令市・中核市を除く） （単位：件）

区分		平成30年度	令和元年度	前年比	
				件数	%
相談 件数	就業相談件数	648	526	△122	81.2
	求職者・情報提供 紹介状発行	437	400	△37	91.5
計		1,085	926	△159	85.3
上記のうち就職件数		35	53	18	151.4

（注）就業相談には、電話、面接、FAX、Email等を含む。

○就職決定者の内訳 （単位：人）

年度	平成30年度			令和元年度		
	正規	非正規	計	正規	非正規	計
事務	2	4	6	3	6	9
医療・福祉	3	6	9	4	11	15
卸売・小売業、飲食店	2	5	7	5	9	14
製造業	2	1	3	2	4	6
運輸業	0	0	0	2	2	4
教育	0	0	0	0	4	4
その他	1	9	10	0	1	1
合計	10	25	35	16	37	53

イ 就業支援講習会開催実績

○パソコン教室開催実績（政令市、中核市を除き実施）

就職に役立つスキルとして初心者向けにパソコン教室を実施（あわせて就業相談を実施）。4日間コースを2回、3日間コースを7回、2日間コースを3回、1日間コースを1回、他にパソコン（データ整理術）&ひとり親交流会の1日コースを1回、マネープランセミナーを2回開催。計142人参加。

(2) 高等職業訓練促進給付金の実施

ひとり親家庭の親が就職に有利でかつ生活の安定に資する資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、一定期間、促進給付金を支給し訓練中の生活の経済的負担を軽減するとともに、養成機関で修業が修了した場合に、修了支援給付金を支給し、資格取得を支援する事業を実施している。

- ・支給額 月額100,000円ないし月額70,500円（所得により異なる）
課程修了までの期間の最後の12月は月額40,000円の加算（※1）
修了支援給付金は1回50,000円ないし25,000円（卒業時支給）
 - ・支給期間 上限4年間（※2）
 - ・対象資格 1年以上修業する必要がある、資格取得後当該職種への就労が見込まれる専門的な資格で、都道府県等の長が地域の実情で認める資格
例 看護師（准看護師）、介護福祉士、作業療法士、理学療法士等
- ※1 令和元年度支給分から適用

※2 平成30年度までは3年間

○支給人数及び資格取得実績（政令市・中核市を除く）

（令和元年度実績）支給人数及び支給総額：104人 120,002千円

○資格取得の状況（令和元年度支給者、政令市・中核市を除く）（単位：人）

区分	資格取得者数	就業に結びついた人数			求職中	就学継続	不明
		総数	常勤	パート			
看護師	23	21	21	0	0	2	0
保育士	5	4	4	0	1	0	0
その他	10	8	5	3	0	0	2
計	38	33	30	3	1	2	2

※その他の資格

歯科衛生士、あん摩・マッサージ師、美容師、社会福祉士、言語聴覚士、製菓衛生士

- 神奈川県内において、令和元年度は資格取得者全員が就業し、常勤として雇用されている。（看護師3名、言語聴覚士1名）

(3) 自立支援教育訓練給付金の実施

事業実施主体である県が指定した職業能力の開発のための講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、対象講座の受講料の6割相当額を支給する。

- 対象者 次の要件を全て満たす者
 - ・ 児童扶養手当支給水準の母子家庭又は父子家庭の父
 - ・ 適職に就くために必要であることが相談を通して認められる者
 - ・ 雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のない者
- 支給額 対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円、下限1万2千円）
雇用保険の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格者は、上記の額から雇用保険法による各給付金の支給額を差し引いた額が支給される。

○ 事業実績（県のみ）

	支給件数 (件)	支給額計 (円)	講座名 (人)
平成27年度	0	0	
平成28年度	0	0	
平成29年度	7	361,558	簿記2級(1)、医療事務(2)、医療事務(2)、介護職員実務者(3)、大型1種(1)
平成30年度	10	377,993	行政書士(1)、介護職員初任者(3)、介護福祉士実務者(5)、登録販売者(1)
令和元年度	5	239,392	介護職員初任者(3)、介護職員実務者(2)

4 子育てや生活支援

(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

母子・父子家庭の母、父、寡婦又は当該家庭の児童等の病気、冠婚葬祭、就職活動等による家事機能低下の事態に対し、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行う事業を実施している。

ア 派遣内容

食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品の買物、医療機関への連絡など

イ 利用者負担額

(ア) 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯

- a 生活援助 1時間あたり 0円（負担割合 なし）
- b 子育て支援 1時間あたり 0円（負担割合 なし）

(イ) 児童扶養手当支給水準の世帯

- a 生活援助 1時間あたり 150円（負担割合 1割）
- b 子育て支援 1時間あたり 70円（負担割合 1割）

※平成27年7月1日より、県単独事業として寡婦（夫）控除みなし適用を実施（平成30年6月より国事業として事業化）

ウ 予算及び実績額（ ）は実績 （単位：千円）

年度	町 村 分		県 所 管 市 分		合計
	国庫補助 1/2	県負担 1/2	国庫補助 1/2	県補助 1/4	
28	125(76)	125(77)	933(318)	467(160)	1,650(631)
29	125(76)	125(61)	933(540)	467(270)	1,650(917)
30	125(6)	125(6)	933(196)	467(98)	1,650(306)
31(元)	250(0)	250(0)	684(350)	342(176)	1,650(526)
2	250	250	568	284	1,352